

**大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事
設計者選定実施要領**

令和2年12月

大分県土木建築部施設整備課

目 次

1	趣 旨	1
2	設計者選定の概要	1
	(1) 主催者及び事務局	
	(2) 大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事設計者選定委員会	
	(3) 選定方式	
	(4) 主なスケジュール	
3	応募資格等	2
	(1) 特定JVの資格要件	
	(2) 全ての構成員に関する資格要件	
	(3) 代表構成員に関する資格要件	
	(4) その他構成員に関する資格要件	
	(5) 応募に対する制限	
4	第1次審査に係る手続等	3
	(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等	
	(2) 参加表明書及び特定設計業務委託共同企業体協定書の提出期限と受付番号の通知	
	(3) 提出図書等	
	(4) 提出部数	
	(5) 提出図書の提出期限等	
	(6) 費用負担	
	(7) 質疑応答	
	(8) 第1次審査の公開	
	(9) 選定結果の発表	
5	第2次審査に係る手続き等	6
	(1) プレゼンテーションとヒアリング	
	(2) 第2次審査の公開	
	(3) 選定結果の発表	
6	委託する業務内容等	7
	(1) 委託業務名	
	(2) 業務の内容	
	(3) 設計委託料	
	(4) 設計業務の契約等	
7	その他	7
	(1) 失格条項	
	(2) 設計業務に係る工事の制限	
	(3) 提出図書の取り扱い	
	(4) 使用する言語、通貨及び単位	

1 趣 旨

人口減少・少子高齢化の進展が懸念される中、今後、本県の地方創生を加速させていくためには、本県唯一の空の玄関口である大分空港の活性化を図り、国内外からの交流人口を拡大させ、経済の活性化、観光振興、地域振興を図ることが重要です。

これらの課題を解決し、航空需要を取り込んでいくためには、現在、県中心部までの所要時間が60分以上と、他の地方空港と比較して著しく時間を要する状況となっているアクセスの改善が必要不可欠です。

大分空港のアクセス改善を図るためには、別府湾縦断によって高い時間短縮効果を生み出し、災害時のリダンダンシーも確保できる「海上アクセス」が最も有効かつ効果的であり、船型については、より時間短縮効果の大きい「ホーバークラフト」が最も有効です。

こうした状況を踏まえ、本県ではホーバークラフト導入に向けた事業を進めており、大分市側の発着地として西大分地区を選定し、空港側と併せてターミナル整備を行う計画としています。

このターミナルには、県民や国内外の来訪者を迎え入れる、本県の玄関口としてふさわしいランドマークとなる施設を整備します。

とりわけ、西大分地区においては、アジア唯一となるホーバークラフトの魅力を伝えるとともに、別府湾の素晴らしい景観等を楽しむことができるターミナルを整備し、近接するかんたん港園やフェリー乗場など、ベイサイドエリア一帯における「にぎわい空間」の創出が重要となります。

このため、設計者には、大分空港の利便性を最大限高める乗継ぎ動線の確保と、地域住民や観光客が親しみを持って気軽に訪れ、楽しむことができる良好な景観・空間づくりを、ともに具現化する力量が求められます。

以上のことから、本事業に対する意欲・熱意を持つ優れた設計者を選定し、また、多くの設計者へ技術力の継承が図られることを期待し、設計業務を共同で取り組むことのできる特定設計業務委託共同企業体を選定するため、本実施要領により設計者選定を実施します。

2 設計者選定の概要

(1) 主催者及び事務局

ア 主催者 大分県

イ 事務局 大分県土木建築部施設整備課

住 所 〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-4703 ファックス 097-506-1780

ホームページ <https://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/kaijyouakusesu-proposal.html>

電子メールアドレス a18600@pref.oita.lg.jp

(2) 大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事設計者選定委員会

設計者の選定は、次に掲げる委員により構成される大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事設計者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行います。

委員長 島岡 成治（日本文理大学工学部 教授）

副委員長 鈴木 義弘（大分大学理工学部 教授）

柴田 久（福岡大学工学部 教授）

桑野 和泉（ツーリズムおおいた 筆頭副会長）

高屋 博（大分県企画振興部長）

湯地三子弘（大分県土木建築部長）

森迫 常徳（大分県農林水産部審議監）

(3) 選定方式

本プロポーザルは、公募型２段階プロポーザル方式で行います。

応募者多数の場合、第１次審査で、「提出図書」を基に第２次審査に進む応募者を５者程度選定します。

第２次審査では、プレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者及び次点者を選定します。

審査基準の概略

審査	評価項目	選定数
第１次審査	① 独創性、経済性、機能性、的確性及び実現性 ② 取組意欲 ③ 実施方針の妥当性 ④ 確実に業務遂行可能な取組体制	総応募者→５者程度
第２次審査	① ヒアリングによる第１次審査内容の再確認	５者程度→最優秀者 次点者

(4) 主なスケジュール

- ・募集の公告・・・・・・・・・・令和２年１２月２１日（月）
- ・参加表明書等の様式の交付期間・・・・・・・・令和２年１２月２１日（月）～令和３年１月２９日（金）
- ・質問書提出期間・・・・・・・・・・令和２年１２月２１日（月）～令和３年１月１２日（火）
- ・質問への回答期限・・・・・・・・・・令和３年１月１８日（月）
- ・参加表明書等の提出期限・・・・・・・・・・令和３年１月２１日（木）
- ・第１次審査図書提出期間・・・・・・・・・・参加表明書受付番号通知日～令和３年１月２９日（金）
- ・第１次審査・・・・・・・・・・令和３年２月９日（火）（予定）
- ・第１次審査結果の通知・・・・・・・・・・令和３年２月１０日（水）（予定）
- ・第２次審査・・・・・・・・・・令和３年２月１９日（金）（予定）
（プレゼンテーションとヒアリング）
- ・第２次審査結果の通知・・・・・・・・・・令和３年２月２４日（水）（予定）

3 応募資格等

応募資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす特定設計業務委託共同企業体（以下「特定JV」という。）とします。

(1) 特定JVの資格要件

- ア 特定JVの構成員（以下「構成員」という。）の数は２者又は３者であること。
- イ 特定JVの代表者（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち最大の出資比率を有する者であること
- ウ 各構成員は、本業務における他の特定JVの構成員でないこと。
- エ 各構成員の出資比率は、構成員が２者の場合は２０％以上、３者の場合は１０％以上であること。
- オ 結成方法は、自主結成であること。
- カ 本業務の委託契約の相手方となった場合は、本業務の履行後３ヶ月以上特定JVとして存続できること。
- キ 総括責任者（※）とは別に、照査技術者（※）（建築士法（平成２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有する者に限る。）を構成員から配置できること。
 - ※ 総括責任者とは、本プロポーザル及び本設計業務における責任者とし、大分県建築設計業務等委託契約約款第１５条で規定する管理技術者を兼ねる者とし、
 - ※ 照査技術者とは、大分県建築設計業務等委託契約約款第１６条で規定する者とし、

(2) 全ての構成員に関する資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- イ 本設計者選定の公告の日から設計委託契約の前日までの間に大分県知事から競争入札参加資格の停止措置を受けていないこと。
- ウ 公告日以前 3 ヶ月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がないこと。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（3）代表構成員に関する資格要件

- ア 建築士法第 23 条第 1 項に規定する一級建築士事務所として登録を受けていること。
- イ 総括責任者（建築士法（第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有し、建築設計の主任技術者（※）として 5 年以上の実務経験を備え、かつ、建築設計の責任者として新築工事、増築工事のいずれかの設計業務の実績を有する者に限る。）を配置できること。
 - ※ 主任技術者とは、総括責任者、意匠担当主任技術者又は所属事務所の管理建築士がこれらと同等と認める者とし、なお、管理建築士とは、建築士法第 24 条第 2 項に規定する建築士とします。
- ウ 元請けとして（JV による実績の場合は、出資比率が 20% 以上の比率で実施したものに限る。）国又は地方公共団体が発注した、1 棟延べ面積 1,000 m² 以上の建築物の実施設計業務（新築又は増築に係る設計に限る。ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が当該床面積以上であること。）の実績を有すること（平成 22 年 4 月 1 日から公告日の前日までに完了したものに限る）。

（4）その他構成員に関する資格要件

大分県内に本店を有する者で、建築士法第 23 条第 1 項に規定する一級建築士事務所として大分県知事登録を受けていること。

（5）応募に対する制限

- ア 各構成員からの応募は 1 件のみとします。各構成員が支店ごとに建築士事務所を登録していても、本店又は支店を区別して応募することはできません。
- イ 総括責任者は 1 名とします。
- ウ 特定 JV が協力事務所と協働する体制は可としますが、その協力事務所が他の特定 JV の構成員となることはできません。また、建築意匠分野における協力事務所に限り、複数の特定 JV の協力事務所となることはできません。（応募に当たっては、協力事務所が他の特定 JV の協力事務所となっていないことを確認の上、応募してください。）
- エ 次に掲げる者は、本プロポーザルに応募することはできません。
 - （ア）選定委員会の委員及びその家族
 - （イ）選定委員会の委員及びその家族が主宰し、又は役員若しくは顧問に就任している営利団体に属する者
 - （ウ）選定委員会の委員が大学に所属する場合においては、当該委員の研究室に現に所属する者
 - （エ）主催者の組織に所属する者

4 第 1 次審査に係る手続等

(1) 実施要領及び参加表明書等の様式の交付期間等

ア 交付期間

令和2年12月21日(月)～令和3年1月29日(金)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)

イ 交付方法

大分県ホームページからダウンロードできます。

また、交付期間中の午前9時から午後5時までの間、事務局でも交付します。(CD-R(フォーマットがされているもの)を持参すること。)

(2) 参加表明書及び特定設計業務委託共同企業体協定書の提出期限と受付番号の通知

参加表明書(様式1-1)及び特定設計業務委託共同企業体協定書(写し)(様式1-2)を以下により提出してください。

ア 提出期限

令和3年1月21日(木)午後5時(事務局必着)までとします。

イ 提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、封筒等の表面には、必ず「参加表明書 在中」と朱書きしてください。

ウ 受付番号の通知

参加表明書及び特定設計業務委託共同企業体協定書を提出した応募者には、事務局から電子メールで受付番号を通知しますので、第1次審査の提出図書には受付番号を明記してください。

(3) 提出図書等

大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事設計者選定実施要領・別冊(以下「別冊」という。)を参照のうえ作成し、提出してください。なお、提案対象範囲は別冊2. 標準案(1) 標準配置計画図に示す範囲とします。

ア 提案書

下記テーマ、コンセプトについて、提案を記入してください。その他、特に応募者が主張したい事項があれば提案してください。

テーマ 県民や国内外の来訪者を「迎え入れる玄関」

コンセプト

(ア) 本県の玄関口にふさわしい景観

- ・別府湾岸にふさわしい景観(共通)
- ・飛行機での来県者が最初に訪れる場所(空港)
- ・県中心部の玄関口(西大分)
- ・県内周遊の起点となる場所・人の流れの拠点(西大分)

(イ) 日常的なにぎわいや新たな出会いを生む空間

- ・ベイサイドエリアとしてのかんたん地区とつながり、地域住民や観光客が集うウォーターフロントとしての空間(西大分)
- ・アジア唯一のホーバークラフトという魅力を最大限感じられるデザイン(共通)
- ・別府湾を背景に、恵まれた自然環境や美しい夜景を望む場所(西大分)

- (ウ) 利用者にやさしいターミナル
 - ・ホーバークラフト乗降までのスムーズな動線の確保（共通）
 - ・ユニバーサルデザインを基本とし、高齢者や障がい者、外国人をはじめ、様々な人が安心して快適に利用することができる施設（共通）
 - ・大分空港ターミナルビルとの快適な接続動線の確保（空港）
 - ・二次交通に円滑に乗り継ぐことができる施設（西大分）
 - ・構内道路における一般利用者の車輛と公共交通機関の車輛のスムーズな動線の確保（西大分）
 - ・軽食や買い物を楽しみながら、くつろぐことができるターミナル空間（西大分）
- (エ) 木の温かみを感じられるターミナル
 - ・大分県産材や地域材の活用（共通）
 - ・木造・木質化の検討（共通）

イ 総括責任者の経歴（様式2）

ウ 代表構成員の代表作品概要（様式3-1）

平成22年以降竣工した同種・類似の作品または、木造もしくは木造と他構造との混構造（軸組計算以外の構造計算によるものに限る）による延べ面積500㎡以上の作品（2作品以内）について、写真及び設計コンセプトを記入してください。

同種・類似とは、旅客ターミナル施設（航空機、鉄道、バス、フェリー等の乗降・乗継手続を行う施設）に関する建築物の設計業務とします。上記作品の実績が無い場合は、これまでの代表的な作品（建築物の延べ面積、用途を問いません。）を記入することができます。

エ 総括責任者の代表作品概要（様式3-2）

平成22年以降竣工した同種・類似の作品または、木造もしくは木造と他構造との混構造（軸組計算以外の構造計算によるものに限る）による延べ面積500㎡以上の作品（2作品以内）について、写真及び設計コンセプトを記入してください。代表構成員の代表作品概要と同一物件について記入することができます。

同種・類似とは、旅客ターミナル施設（航空機、鉄道、バス、フェリー等の乗降・乗継手続を行う施設）に関する建築物の設計業務とします。上記作品の実績が無い場合は、これまでの代表的な作品（建築物の延べ面積、用途を問いません。）を記入することができます。

オ 設計業務の実施方針（様式4）

設計業務を受託した場合の総括責任者としての設計業務の実施方針、本業務への取組体制とその特徴、設計工程計画、特に重視する設計上の配慮事項、その他の業務上の創意工夫等について記入してください。

また、概算総工事費とその内訳（棟毎）及び棟毎の計画床面積・構造・階数を記入してください。

カ 設計チームの概要（様式5）

キ 実施要領3（3）ウの参加要件を証明する次のいずれかの書類

設計業務委託契約書（写）、設計業務委託仕様書（写）、図面（写）など

ク 総括責任者及び照査技術者の一級建築士免許証明書（又は一級建築士免許証）の写し

ケ 構成員全ての建築士事務所登録通知書の写し

コ 提出図書チェックリスト（様式6）

(4) 提出部数

様式1-1, 1-2	1部	
提案書	1部	A2判
	20部	A3判に縮小したもの
様式2~5	各20部	左上1箇所ステープラー止め一綴り

資格等の証明書	各 1部	左上1箇所ステープラー止め一綴り
様式6	1部	
CD-R	1部	提案書及び様式1から様式6までをPDFにして保存して下さい。

(5) 提出図書の提出期限等

ア 提出期限

令和3年1月29日(金)午後5時(事務局必着)

イ 提出方法

持参又は宅配便等受取が確認できる方法で提出してください。

ただし、包装等の表面には、必ず「提出書類 在中」と朱書きしてください。

ウ 提出書類の受領通知

提出書類を受領した旨の通知を事務局から電子メールで通知します。

(6) 費用負担

提出図書の作成及び提出に係る費用は、応募者側の負担とします。

(7) 質疑応答

質問(別記様式1)は、電子メール(文字のみ、テキストファイル形式)でのみ受け付けます。

メールアドレス a18600@pref.oita.lg.jp

質問に対する回答は、随時大分県ホームページに掲載します。

質問を受け付けると、受け付けた旨の通知メール(以下「受付完了メール」という。)を送信します。受付完了メールが届かない場合は、事務局までお問い合わせください。

ア 質問書の提出期限

令和3年1月12日(火)午後5時まで

イ 質問回答期限

令和3年1月18日(月)

ウ その他

質問の回答事項については、本実施要領の追加又は修正とみなします。

(8) 第1次審査の公開

審査は非公開とします。

(9) 選定結果の発表

大分県ホームページで第2次審査に進む応募者を公表するとともに、当該応募者には別途書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

5 第2次審査に係る手続き等

(1) プレゼンテーションとヒアリング

ア プレゼンテーションとヒアリングは、オンライン会議システムを使用して行います。

イ 総括責任者による「提案書」の説明(15分以内のプレゼンテーション)と選

定委員による15分程度のヒアリングを行います。なお、説明に用いる資料は第1次審査で提出した「提案書」のみとし、追加資料は認めません。

ウ 参加者は総括責任者を含め3名までとします。

エ 開催は令和3年2月19日（金）を予定していますが、実施時間、その他詳細については、第2次審査に進む応募者の決定後に通知します。

(2) 第2次審査の公開

審査は非公開としますが、プレゼンテーション及びヒアリングはWEBで公開する予定です。

また、議事要旨を含む審査の経過については、審査終了後、速やかに大分県ホームページに審査講評と併せて掲載します。

(3) 選定結果の発表

大分県ホームページで最優秀者及び次点者を公表するとともに、第2次審査に進んだ応募者全員に書面で通知します。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申立ては受け付けません。

6 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

空ア港委第3号 大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事基本・実施設計委託

(2) 業務の内容

ア 本業務委託は、本プロポーザルの提案対象範囲内における建築物の建築、電気設備、機械設備、外構工事及び附属施設の基本設計及び実施設計を行うものです。

イ 契約に際しては、業務の詳細について双方で確認を行います。

ウ 本業務によって設計される工事については、設計者に設計意図伝達業務を委託する予定としています。

(3) 設計委託料

設計委託料は、約71,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を予定しています。

(4) 設計業務の契約等

ア 県は、最優秀者を空ア港委第3号大分空港海上アクセス旅客ターミナル建設工事基本・実施設計委託の第1位契約候補者とし、契約締結交渉を行うものとします。

イ 最優秀者の構成員が本設計者選定終了後に7. その他(1)失格事項に該当すると認められた場合、又は、県と最優秀者による設計委託契約締結交渉が不調となった場合は、次順位者である次点者と契約交渉を行うこととします。

ウ 本プロポーザル以後、設計チームの取組体制が著しく変わった場合は、設計業務の委託契約の候補者としての地位を取り消す場合があります。さらに、契約締結後においては、その契約を解除する場合があります。

7 その他

(1) 失格条項

次の各号のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ア 提出図書に虚偽の記入をした者。
- イ 応募資格がなく提出図書を提出した者。
- ウ 提出図書の作成要領、提出方法及び提出期限を守らない者。
- エ 選定委員会の委員又は関係者と本計画に関する接触を行った者。
- オ 提出図書に盗用した疑いがあると選定委員会が認めた者。
- カ その他、選定委員会が不適格と認めた者。

(2) 設計業務に係る工事の制限

本設計業務を受託した特定JV（構成員及び再委託先を含む。以下同じ。）及び当該事務所と資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本設計業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことはできません。

(3) 提出図書の取り扱い

提出後の提出図書の追加、修正は認めません。

- ア 提出図書は返却しません。
- イ 提出図書の著作権は、応募者に帰属します。
- ウ 県では、最優秀者及び次点者に選定された提案書の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示などを予定しています。
- エ 選定後において、県は提案書の趣旨は尊重しますが、本業務は、プロポーザル方式により設計者を選定するものであるため、具体的な設計内容は、提案書に記載された内容を反映しつつ協議に基づいて決定するものとします。

(4) 使用する言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。